

杉田内閣官房副長官指示
(北朝鮮による核実験の可能性に伴う当面の対応措置について)

平成 29 年 9 月 3 日

本日 12 時 31 分頃、気象庁が通常の波形とは異なる北朝鮮付近を震源とする自然地震ではない可能性のある地震波を探知したところである。

万全を期す観点から、放射能対策連絡会議として以下の措置（詳細は別添参照）を講ずることとする。

1. モニタリングの強化

(1) 高空の大気浮遊じん等の採取・測定 【原子力規制庁、防衛省】

航空自衛隊機により、すみやかに日本上空で大気浮遊じん及びキセノンの採取を行い、(公財)日本分析センター(千葉市、むつ市)において測定する。モニタリング実施の参考情報として、(国研)日本原子力研究開発機構において、単位量の放射性物質の放出を仮定した拡散計算を行う。

(2) 地上の大気浮遊じん等の採取・測定 【原子力規制庁】

47都道府県及び(公財)日本分析センター(千葉市)において、地上大気浮遊じんの採取・測定を実施する。また、(公財)日本分析センターにおいては、地上におけるキセノンの採取・測定もあわせて行う。

(3) 降下物(降水を含む)の採取・測定 【原子力規制庁】

47都道府県及び(公財)日本分析センター(千葉市)において、降下物(降水を含む)の採取・測定を実施する。

(4) 空間放射線量率の測定 【原子力規制庁、環境省】

全国10ヶ所の環境省施設、47都道府県及び(公財)日本分析センター(千葉市)において、空間線量率を連続的に測定する。

2. 関係各国等からの情報収集 【外務省】

関係各国及び関係機関が実施するモニタリング情報を収集する。

3. 広報体制の強化

(1) モニタリング結果等の公表 【原子力規制庁、内閣官房】

上記1.(1)～(4)の測定結果全体について原子力規制庁がとりまとめ、内閣官房が公表する。

(2) 問合せ対応 【連絡会議構成府省庁】

国民等からの問合せに対応する。

(別添)

担当省庁	採取試料	採取場所	測定項目
防 衛 省	高空の大気浮遊じん	日本上空（西部空域、中部空域、北部空域等）	ゲルマニウム半導体検出器による核種分析
	高空のキセノン	日本周辺空域	ガスフロー式比例計数装置によるキセノン測定
原子力規制 庁	地上の大気浮遊じん	47都道府県 ※兵庫県は2ヶ所（神戸市須磨区、豊岡市）、その他の都道府県は1ヶ所 日本分析センター（千葉県千葉市）	ゲルマニウム半導体検出器による核種分析
	地上のキセノン	日本分析センター（千葉県千葉市）	ガスフロー式比例計数装置によるキセノン測定
	降下物（降水含む）	47都道府県 ※各都道府県1ヶ所 日本分析センター（千葉県千葉市）	ゲルマニウム半導体検出器による核種分析
	空間放射線量率	47都道府県 ※297カ所 日本分析センター（千葉県千葉市）	モニタリングポストによる空間 γ 線量率の連続測定
環 境 省	空間放射線量率	離島等10ヶ所（北海道利尻、青森県竜飛岬、新潟県佐渡関岬、福井県越前岬、島根県隠岐、島根県蟠竜湖、高知県禰原、長崎県対馬、長崎県五島、沖縄県辺戸岬）	モニタリングポストによる空間 γ 線量率の連続測定